

# 水道事業の広域化について

水道事業所

## 1. 水道事業を取り巻く状況

多くの水道事業者においては、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が進行している一方で、本格的な人口減少社会の到来に伴う水需要の減少が見込まれるなど、事業経営がより厳しくなると予想されています。さらには、技術職をはじめとした職員の高齢化や人材不足が深刻化するなど、水道事業を取り巻く状況は大きな課題に直面しています。

このような中、平成30年12月に水道法が改正され、水道の基盤強化に向け「広域連携の推進」が示されるとともに、都道府県に対しては、水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務が規定されました。

## 2. 茨城県の動向

茨城県においては、令和4年2月に「茨城県水道ビジョン」を策定し、水道事業の基盤を強化するため、30年後（2050年度）に県内水道の事業統合（一元化）を図ることを目標に掲げました。

また、令和5年3月には、広域化の推進方針及び当面の具体的取組内容等を示す「茨城県水道事業広域連携推進方針」（以下、「方針」という。）を策定しました。

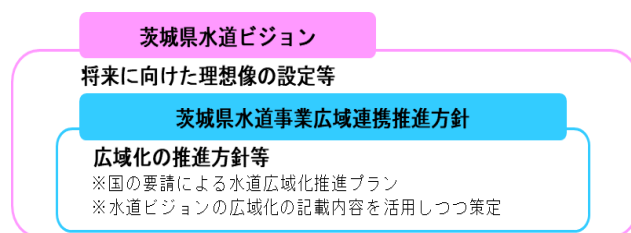


図1. 水道ビジョンと広域連携推進方針との関係

## 3. 方針に示された広域連携の基本的枠組

### (1) 広域連携の基本的な方針

- 「経営の一体化」, 「管理の一体化（共同発注等）」を当面の目指す姿とする。

### (2) 広域化施設整備の基本的な方針

- 施設の統廃合を進め、県全体としての最適化を図る。
- 国の交付金等（令和16年度までの最大10年間に限定）を有効に活用する。

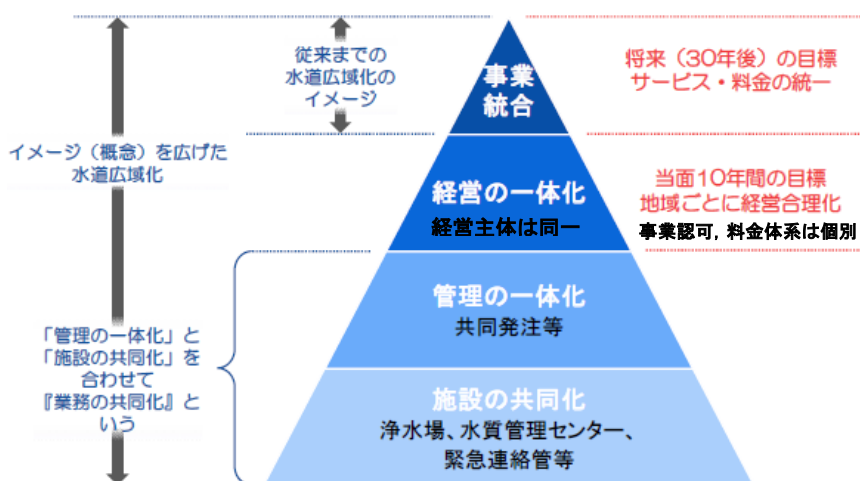


図2. 広域連携の形態

4. 今後の広域化に関わる推進方針等

〈県北広域圏〉

業務の共同発注等、「管理の一体化」に向けて検討を行う。

〈県中央、鹿行、県南西広域圏〉

「経営の一体化」に向けたより詳細な検討を行うため、関係市町村の実情を踏まえた協議・調整を継続的に進め、広域化の推進を図る。



図3. 圏域図

5. 当面の具体的な取組内容及びスケジュール

	R4	R5～	(合意が得られた場合)	
スケジュール (案) ※当面10年間を想定	研究会	(仮称) 検討・調整会議 より詳細な検討	法定協議会	経営統合
取組内容	・経営統合シミュレーション、業務の共同発注等の検討	・詳細なシミュレーション等の実施	・水道基盤強化計画の策定	

6. 本市の対応

令和4年度：研究会に参加

- ・施設の統廃合（案）として上坪浄水場（表流水）、馬渡配水場（県水）の現状維持。上ヶ砂配水場（地下水・県水）の地下水の県水への転換が示されました。  
→地下水は浄水施設が比較的新しいことから継続的に利用できるよう要請
- ・財政シミュレーションとして「経営を一体化した場合」と「単独経営を継続した場合」の比較が示され、「経営を一体化した場合」の方が給水原価（水道水 1m<sup>3</sup>あたりの費用）が下回るとされました。  
→条件設定が不十分であることから、より現実的な内容への修正を要請

令和5年度：より詳細な検討を行う「(仮称) 検討・調整会議」に参加予定



今後、詳細なシミュレーション等の状況を踏まえ、本市にとっての優劣を見極めながら、経営統合への参画の可否について判断してまいります。